

(別紙)

特定事業所集中減算判定方法について

(具体的な計算式)

それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算。

$\frac{\text{①各サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{②各サービスを位置付けたケアプラン数}} \times 100$

(例) 訪問介護

	事業所において作成されたすべてのケアプラン数	②訪問介護を位置付けたケアプラン数	①訪問介護に係る紹介率最高法人のケアプラン数
ケアプラン数	50	45	39

このような場合、 $①39 \div ②45 \times 100 = 86.6\cdots\%$ となり、紹介率最高法人の紹介率が80%を超えているため、特定事業所収集減算が適用されます。

ただし、紹介率が80%を超える場合でも、「正当な理由」がある場合は減算が適用されていない場合があります。

(算定上の留意点)

1. 介護予防プランは含めません。
2. 利用実績がない場合は、ケアプラン数から除いてください。
3. ケアプラン数は、実際にサービスを提供した月の件数として足してください。
4. 紹介率最高法人の件数は、同一法人格を有する法人単位で集計してください。
5. 通所介護と地域密着型通所介護は、原則それぞれの紹介率を算定しますが、地域密着型通所介護は通所介護に含めて算定することとして差し支えありません。